

平成二十八年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 28 年 11 月 21 日 (月)

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 議事日程 第 1 号 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 出席書記氏名 | 2 |
| 開会・開議 | 3 |
| 議席の指定 (日程第 1) | 3 |
| 会議録署名議員の指名 (日程第 2) | 3 |
| 会期の決定 (日程第 3) | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 議案 9 件一括議題 (日程第 4 - 12) | 3 |
| 提案理由の説明 広域連合長職務代理者副広域連合長 (吉田豊君) · | 4 |
| 〃 会計管理者 (佐藤弘道君) | 6 |
| 報告 (青後広監第 6 号・日程第 13) | 1 1 |
| 発言の申し出 広域連合長職務代理者副広域連合長 (吉田豊君) ··· | 1 1 |
| 閉会 | 1 2 |

平成 28 年第 2 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 28 年 11 月 21 日（月曜日）

○議事日程 第 1 号

平成 28 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 28 年 11 月 21 日（月曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
- 第 4 議案第 14 号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 5 議案第 15 号 専決処分の承認について
(平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号))
- 第 6 議案第 16 号 専決処分の承認について
(平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号))
- 第 7 議案第 17 号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 8 議案第 18 号 平成 28 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)
- 第 9 議案第 19 号 平成 28 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 10 議案第 20 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 21 号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 12 議案第 22 号 決算の認定について
(平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 第 13 青後広監第 6 号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1 番 大 矢 保 君
4 番 北 山 一 衛 君
9 番 佐々木 慶 和 君
10番 齋 藤 政 子 君
11番 本 郷 良 克 君
12番 森 内 勇 君
14番 野 呂 日出男 君
15番 山 田 年 伸 君
16番 松 山 明 君
17番 円 子 徳 通 君
18番 丹 内 俊 範 君
19番 樋 口 秀 視 君
20番 山 本 晴 美 君

○欠席議員（7名）

2 番 葛 西 憲 之 君
3 番 小 林 眞 君
5 番 平 山 誠 敏 君
6 番 小山田 久 君
7 番 小比類巻 正規 君
8 番 宮 下 宗一郎 君
13番 東 條 昭 彦 君

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長職務代理者副広域連合長 吉 田 豊 君
代表監査委員 山 形 博 君
事務局 長 嶋 口 幸 造 君
会計管理者 佐 藤 弘 道 君
業務課 長 野 登 浩 一 君

○出席書記氏名

書 記 長 工 藤 壽 彦
書 記 葛 西 孝 徳
書 記 根 上 要

午後 2 時開会

○議長（大矢保君） これより、平成 28 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（大矢保君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（大矢保君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、12 番森内勇議員及び 14 番野呂日出男議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（大矢保君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（大矢保君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 議案第 14 号 専決処分の承認について（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）～

日程第 12 議案第 22 号 決算の認定について（平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

○議長（大矢保君） 日程第 4 議案第 14 号「専決処分の承認について」から日程第 12 議案第 22 号「決算の認定について」までの計 9 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長職務代理者副広域連合長。

〔広域連合長職務代理者副広域連合長吉田豊君登壇〕

○広域連合長職務代理者副広域連合長（吉田豊君） 早速ではございますが、提案理由説明を申し上げたいと思います。

平成 28 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明を申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

国におきましては、平成 27 年に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、後期高齢者医療制度に関して、保険料軽減特例のあり方や高額療養費の月額自己負担上限額の引き上げなどについて審議がなされているところであります。

当広域連合では、歳出の大宗を占める保険給付費が、相次ぐ高額薬剤の保険適用などにより平成 27 年度決算見込みで、前年度と比較して約 62 億円、4.2%増加するなど、大変厳しい財政状況となっておりますが、平成 27 年に策定した「保健事業実施計画」に基づき、健康診査や歯科健診を引き続き推進するとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療、糖尿病等の重症化予防等の保健事業を市町村と協力しながら積極的に実施し、被保険者の健康の保持増進、生活の質の維持及び向上を図るとともに医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、国の動向を注視しながら、被保険者の皆様に安心いただける、また、制度を支える皆様にも信頼されるよう、構成市町村との連携をより一層密にし、広域連合としての運営責任を果たしてまいりたい所存でありますので、議員の皆様には一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号の 4 件の専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案第 14 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 28 年 3 月 16 日に専決処分したものであります。

当広域連合は、市町村からの派遣職員で構成されており、派遣職員の身分及び職については、派遣協定書第 2 条において、「広域連合は、派遣職員を広域連合職員に併任し、派遣職員が派遣元市町村において保有する職と同等と認められる職を命ずる」と定めております。当広域連合の職務の名称は、青森県の級別基準職務表を参考に定めておりますが、市町村においては、広域連合とは異なったものとなっているため、派遣元で発令される職務の名称と不均衡が生じないよう所要の改正を行ったものであります。

議案第 15 号平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）については、平成 28 年 3 月 22 日に専決処分したものであります。

国からの平成 27 年度の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額が確定したため、101 万余円の歳入予算の組み替え措置を講じたものであります。

議案第 16 号平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予

算（第3号）については、平成28年3月31日に専決処分したものであります。

平成28年3月審査分の療養給付費の支払いに際し、不足が生じたため、4億5639万余円を増額補正したものであります。

議案第17号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成28年8月16日に専決処分したものであります。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により避難されている被保険者に係る保険料の減免については、平成23年度から減免の特例を設けて適用してきたところですが、国から平成28年度においても延長するとの方針が示されたことから、減免の特例を引き続き適用するため、所要の改正を行ったものであります。

なお、この4件は、いずれも地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第18号平成28年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成27年度決算において剰余金が生じたこと、また、特別会計への事務費繰出金及び職員手当等の人件費において増減が見込まれるため、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は2194万余円の減額補正となり、予算規模は5億430万余円となります。

次に、議案第19号平成28年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災で被災した被保険者を対象に実施した保険料の減免及び一部負担金等の免除に対する国からの財政措置が示されたこと、また、平成27年度決算において剰余金が生じたこと、さらには、平成27年度保険給付費等の確定に伴う国・県支出金等の精算のため、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は24億2751万余円の増額補正となり、予算規模は1602億4139万余円となります。

次に、議案第20号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会からの報告及び勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、給料表を改定し、若年層については1500円程度、その他の年齢層については400円程度引き上げ、また、勤勉手当の年間支給割合を職員、再任用職員ともに0.05月分引き上げようとするものであります。

次に、議案第21号青森県市町村総合事務組合理約の変更については、当該組合が共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務にむつ市を加えることから、当該組合の規約の変更について、協議を求められたものであります。

最後に、議案第22号平成27年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。その詳細については、会計管理

者から御説明させたいと存じます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大矢保君） 次に、平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者佐藤弘道君登壇〕

○会計管理者（佐藤弘道君） 平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

一般会計、後期高齢者医療特別会計あわせた、歳入歳出決算総額でございますが、予算現額合計 1586 億 5252 万余円に対し、歳入決算額合計は 1612 億 5558 万余円、歳出決算額合計は 1584 億 3378 万余円で、歳入歳出差し引き残額は 28 億 2179 万余円となっております。

続きまして、各会計の歳入歳出について御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入合計でございますが、予算現額 4 億 8208 万円に対しまして、収入済額は 4 億 8210 万余円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款分担金及び負担金につきましては、市町村共通経費負担金で、収入済額は 4 億 4468 万余円となっております。

第 3 款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金で、収入済額は 1998 万余円となっております。

次に、一般会計の歳出の合計でございますが、予算現額 4 億 8208 万円に対しまして、支出済額は 4 億 5134 万余円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款議会費につきましては、議員報酬や費用弁償などで、支出済額は 68 万余円となっております。

第 2 款総務費につきましては、市町村派遣職員の給与費負担金や後期高齢者医療特別会計への繰出金などで、支出済額は 4 億 5066 万余円となっております。

この結果、不用額は 3073 万余円となりましたが、その主なものといましては、第 2 款総務費の 2034 万余円で、これは後期高齢者医療特別会計への繰出金などの予算執行残額であります。

一般会計の歳入歳出差し引き残額 3075 万余円につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定などに基づき、2 分の 1 以上に相当する 1540 万円を財政調整基金に繰り入れし、残額は平成 28 年度の一般会計へ繰り越すものであります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

まず、後期高齢者医療特別会計の歳入合計でございますが、予算現額 1581 億 7044 万余

円に対しまして、収入済額は 1607 億 7347 万余円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款市町村支出金につきましては、保険料等の負担金収入で、収入済額は 235 億 9322 万余円となっております。

第 2 款国庫支出金につきましては、療養給付費等の負担金収入などで、収入済額は 576 億 7085 万余円となっております。

第 3 款県支出金につきましては、療養給付費等の負担金収入などで、収入済額は 128 億 4379 万余円となっております。

第 4 款支払基金交付金につきましては、現役世代からの後期高齢者交付金収入で、収入済額は 614 億 5627 万余円となっております。

第 7 款繰入金につきましては、一般会計及び財政調整基金からの繰入金で、収入済額は 24 億 1650 万余円となっております。

第 10 款諸収入につきましては、収入済額は 1 億 5785 万余円となっており、その主なものは、交通事故等の損害賠償金である第三者行為納付金であります。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳出の合計でございますが、予算現額 1581 億 7044 万余円に対しまして、支出済額は 1579 億 8244 万余円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款総務費につきましては、電算処理業務や被保険者証作成に係る経費などで、支出済額は 3 億 3974 万余円となっております。

第 2 款保険給付費につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費などの給付費で、支出済額は 1538 億 8721 万余円となっております。

この結果、不用額は 1 億 8800 万余円となりましたが、その主なものは第 4 款保健事業費の 5501 万余円で、これは市町村への健康診査委託料の予算執行残額であります。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出差し引き残額 27 億 9103 万余円につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定などに基づき、2 分の 1 以上に相当する 14 億円を後期高齢者医療財政調整基金に繰り入れし、残額は平成 28 年度の後期高齢者医療特別会計へ繰り越すするものであります。

以上、平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大矢保君） 議案第 14 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 14 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第 14 号について、承認することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第 14 号については、承認することに決しました。
議案第 15 号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。
議案第 15 号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第 15 号について、承認することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第 15 号については、承認することに決しました。
議案第 16 号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。
議案第 16 号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第 16 号について、承認することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第 16 号については、承認することに決しました。
議案第 17 号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。
議案第 17 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 17 号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号については、承認することに決しました。

議案第 18 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 18 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 18 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 19 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 19 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 19 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 20 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 20 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 21 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 21 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 21 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 22 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「議長、4 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） はい、4 番、北山議員。

○4 番（北山一衛君） 平成 27 年度決算につきまして、一般会計、特別会計につきまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

平成 27 年度の特別会計決算状況を見ますと、繰越金に関しまして、翌年度への繰越金 13 億 9000 万円余り、基金積立金 14 億円ということで、平成 27 年度の決算を見ますと、前年度からの繰越金が 26 億円、そして繰入金が 24 億円余りあったのですけれども、これが平成 27 年度の決算におきまして、平成 28 年度への繰り越しがどんと減ったということが、やはり先ほども説明がありましたことで、1 人当たりの保険給付費が結構かかっているというような状況になっております。それでこの結果、平成 27 年度が急激に大きくなったということで、今後の見通しがどのように推移していくのか、ちょっと所見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（大矢保君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（嶋口幸造君） はい、お答えいたします。今、議員から御紹介のありましたとおり、平成 27 年度の決算はかなり厳しい状況になっております。これはやはり保険給付費の伸びが大きかったということで、その要因といたしましては、一つにはC型肝炎等の高額薬剤の保険適用が相次いだということ、もちろん、それ以外でも高齢者の人口がふえてきているということもあります。今年度の保険給付費の伸びの状況ですが、ことし4月から薬価の改定がありましたことによって、今のところ、こちらで想定している伸びの範囲内で保険給付費の給付の状況が続いております。ですので、平成 28 年度、平成 29 年度の保険料の算定に当たって想定しました医療費の伸びの想定の範囲内で今のところは推移しておりますが、今、話題になっておりますオプジーボとかそういう高額の高額薬剤が今後またどんどん出てきたりだとかということになりますと、かなり保険財政が圧迫するということにもなりかねませんので、その辺の保険給付費の状況については常にいろんな状況を見ながら注視していきたいと思っておりますが、今のところは平成 28 年度、平成 29 年度の保険料の算定の想定の範囲内で推移していると考えております。

○議長（大矢保君） そのほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 22 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 22 号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号については、認定することに決しました。

日程第 13 青後広監第 6 号 例月出納検査報告

○議長（大矢保君） 日程第 13 青後広監第 6 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（大矢保君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（大矢保君） 閉会に当たり、広域連合長職務代理者副広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長職務代理者副広域連合長。

〔広域連合長職務代理者副広域連合長吉田豊君登壇〕

○広域連合長職務代理者副広域連合長（吉田豊君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を

申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、専決処分の承認をはじめ、本年度の補正予算、条例の一部改正、単行案についての御議決並びに平成 27 年度決算の認定を賜り、厚くお礼申し上げます。

医療制度改革の詳細につきましては、国においても引き続き協議が行われることとなっておりますが、今後もこれらの動向に留意しながら、高齢者の皆様が将来にわたり安心して医療が受けられ、生き生きと自立した高齢期を送ることができますよう、構成 40 市町村とさらなる連携を深めながら、保険者として積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、皆様には、後期高齢者医療広域連合議会議員のお立場のみならず、市町村の長または市町村議会議長として、これから 12 月議会も予定され、また年末を控え、何かとお忙しい時期となりますが、どうぞ御健勝でますます御活躍をされますよう、そして、それぞれの市町村のなご一層の御発展を心からお祈り申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、皆様まことにありがとうございました。（拍手）

閉 会

○議長（大矢保君） これにて、平成 28 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 39 分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 大矢 保

議員 森内 勇

議員 野呂 日出男